

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のビラ（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を「及び第四号のビラ」に改める。

第七条中「（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）」を削る。

第九条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加える。

第十条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号」を加え、「同号」を「それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された埼玉県議会議員の選挙については、なお従前の例による。